

## 桜美林大学の研究活動における新型コロナウイルス感染症 拡大防止のための行動規範

2020年6月16日作成

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、桜美林大学（以下「本学」という。）において研究活動を行う教員は、本学の指針等及び国、東京都、関係省庁からの通知、ガイドラインを遵守し、適正に行うことを常に心がけなくてはならない。

上記の認識に基づき、新型コロナウイルス感染状況下における研究活動を行う教員の行動規範を次のとおり定める。

（研究活動を行う教員の責任）

- 1 研究活動を行う教員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、自らの研究活動に責任を有するだけでなく、指導する学生の研究活動においても責任を有するものとする。

（研究室等での活動）

- 2 「桜美林大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針（以下「活動指針」という。）」に従い研究室等での研究活動を行う場合は、次の対策を講じることとする。
  - ・手洗い、マスクの着用、咳エチケットを徹底する。
  - ・入構前に検温を行い、その結果又体調の変化のないことを確認する。
  - ・全ての教職員・学生の研究室等への入退室記録を残す。
  - ・室内の換気を徹底する。（30分から1時間につき、1、2回、1回あたり数分から10分程度窓を開ける）
  - ・対面会議を避け、ICTを積極的に活用する。
  - ・やむを得ず対面会議を行う場合には、「三つの密（換気の悪い密閉空間、大人数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場所）」を避ける。

（実験施設・設備の利用）

- 3 活動指針に従い研究活動を行う場合において、実験施設・設備を使用する際は、次の対策を講じることとする。
  - ・実験施設・設備の使用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
  - ・「三つの密」を避けるための使用計画、施設使用スケジュールを立てる。（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
  - ・研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブ等複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放する等、人の手が触れる場所を少なくする。
  - ・安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等におい

ては、マスクやフェイスシールドの着用、透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

(イベント等の開催)

- 4 活動指針に従い研究活動を行う場合において、イベント等を開催することが可能となった際は、次の対策を講じることとする。
- ・全国かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討する。実施する場合は、国及び東京都等のガイドラインに従う。
  - ・ICTを活用したプログラムのライブ配信、特設サイトを用いたプログラムのオンデマンド配信など、オンラインでの開催を積極的に行う。

(調査等の実施)

- 5 活動指針に従い研究活動を行う場合において、調査や実験（以下「調査等」という）を実施する際は、次の対策を講じることとする。
- ・次に挙げる、人を対象とする調査等を行う際は、必要に応じて研究プロトコルの変更や延期、中止を検討する。
    - 人から唾液、頬粘膜（細胞）等の検体を採取する。
    - 発声させる、呼気を採取する。
    - 身体接触を行う。
    - 長時間（1時間超を目安）の対面でのインタビューを行う。
    - 大人数（100人超を目安）を一か所に集める。
  - ・オンライン授業において、本学の学生に調査等への協力を依頼する際は、授業担当教員の許可を得てオンライン授業終了後に調査等に関する説明を行うこととし、可能な限りICTを活用した調査等を実施する。

以上